

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月8日(水) 午前10時00分～10時18分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (14人)

農業委員	1番	前田	宗良
	2番	大上	弦
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平

推進委員	7番	乾	義夫
	8番	井下	誠
	9番	田淵	敏彦

4. 議事日程

- 議案第39号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第40号について 農地法第5条の規定による農地転用の許可について
- 議案第41号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

- 会 長 大阪府農業時報に、成田委員に関する記事が掲載されております。前々から成田委員が行っている有機農業の話は聞いておりますが、実際に我々が直接聞くことはありませんので、もしよければ、成田委員にご登壇いただき、お話をさせていただいてもいいのではないのでしょうか。これについては、事務局との調整等もあるかと思いますのでよろしく願いいたします。
それでは、審議に入ります。
- 局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。
- 議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、7番 木田委員、11番 中井委員より出ております。
- 議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。
- 各委員 挙手
- 議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、10番 石塚委員、13番 成田委員にお願いいたします。
- 議 長 つづきまして、議案第39号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案第39号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号24、25番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町神山▲▲▲ 田 939㎡

1月27日に現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町神山▲▲▲ 田 1,063㎡

1月27日に、現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても今日要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。続きまして番号26について、井下委員よりお願いします。

井下委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町宿野▲▲▲ 田 3, 705 m²

1月30日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。
各地区の担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 それではお諮りいたします。議案第39号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、議案第39号について申請のとおり許可することといたします。

議長 つづきまして、議案第40号 農地法第5条の規定による農地転用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第40号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。番号4について、乾委員よりお願いし

ます。

乾委員 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

被設定人 ●● ●●

設定人 ●● ●●

申請地 能勢町山辺▲▲▲ 田 1, 062㎡

転用目的 露天駐車場

1月27日現地確認を行いました。

申請者は、現在、当該申請地付近から約100m程度の場所でいちごの観光農園を経営しており、観光農園に付随する駐車場がないため、当該申請地を借り受け、今回新たに作業員用と来客用合わせて14台分の駐車場を整備されるものです。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われま。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われま。以上ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第40号について申請とおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致（賛成多数）であるため、「許可やむ得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第41号 農業経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第41号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 他にご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第41号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：3月2日（木）午後1時より

会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。